

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	建築許可・認定・指定事業			事業コード	0783
所属コード	93000	課等名	建築指導課	係名	指導係
課長名	上柿 信	担当者名	滝沢 幸雄	内線番号	7223
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 5 項 4 目 建築指導事務（001-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 48 年度
根拠法令等 (H26)	建築基準法			

(2) 事務事業の概要

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、許可基準等により、許可・認定及び指定を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 48 年 4 月に盛岡市が特定行政庁（建築基準法の事務を行う地方公共団体の長）となったことから、建築基準法等の規定に基づき、許可・認定及び指定事務を行っているもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

国からは、建築基準法に基づく緩和規定等、制度の積極的な活用についての通知があり、認定等の事務が増える傾向にある。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

許可、認定及び指定を必要とする建築物等の申請者及び申請案件。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 許可申請件数	件	15	20	17	20	19
B 認定申請件数	件	5	3	1	5	1

C 指定申請件数	件	8	4	4	5	7
----------	---	---	---	---	---	---

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、法令等の審査及び許可基準等に則り、許可・認定及び指定を行った。なお、法の規定により、建築審査会の同意が必要な案件については、建築審査会を開催した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 許可件数	件	15	18	19	20	16
B 認定件数	件	5	3	1	5	1
C 指定件数	件	8	4	4	5	7

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

許可・認定及び指定を行うことにより、対象を安全上、防火上及び、衛生上支障がない適法な状態にする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 許可割合 (許可件数÷許可申請件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	90.00	111.76	100	84.21
B 認定割合 (認定件数÷認定申請件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100
C 指定割合 (指定件数÷指定申請件数)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	5,600	5,000	4,800	6,000	4,800
	B 職員人件費 ⑥×4,000	千円	22,400	20,000	19,200	24,000	19,200

	円						
計	トータルコスト A+B	千円	22,400	20,000	19,200	24,000	19,200
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

許可・認定及び指定をすることによって、対象を適法な状態にすることが、快適な住宅地の形成に結びついていることから、整合性がある。

② 市の関与の妥当性

根拠法令で定められている事務である為、妥当である。

③ 対象の妥当性

根拠法令で定められている対象に限られる為、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

根拠法令により、特定行政庁（建築基準法の事務を行う地方公共団体の長）が行う事務である為、影響がある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

受動的な事務である為、向上の余地は無い。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

建築基準法等の規定に基づき申請された案件に対して、法令等の審査及び許可基準等に則り、許可・認定及び指定を行うものであり、場合によっては建築審査会の同意が必要とされていることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

許可・認定及び指定に係る事務は、法令の規程により行っているものであることから、効率性を求めるものではなく、事業費や人件費の削減の余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	都市基盤施設の維持・強化	コード	26
	小施策（推進項目）	良好な住宅地の誘導	コード	26-1

(2) 改革改善の方向性

許可・認定及び指定に至る基準を整備し、対象に対する説明を明確にする。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

基準を定めるためには、盛岡市の特性を見極める調査が必要であり、基準の妥当性について関係各課との調整が必要となる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

快適な住宅地の環境向上につながるよう、防火や安全性を十分考察した公共性などを踏まえ、適正な事務執行を図るとともに、審査日数の短縮に努める。